

## 新潟県パートナーシップ制度実施要綱

令和6年8月21日制定

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新潟県におけるパートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性に限らない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時に判定された性と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。

(届出対象者の要件)

**第3条** パートナーシップ関係にある旨の届出をすることができる者（以下「届出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 届出対象者の双方がともに民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出対象者の双方がともに婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (3) 届出対象者の双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 届出対象者の双方が法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、届出対象者の双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 届出対象者の双方又はいずれか一方が新潟県の区域内（以下「県内」という。）に住所を有すること。
  - イ 届出対象者の双方又はいずれか一方が原則として3か月以内に県内への転入を予定していること。

(届出の方法)

**第4条** パートナーシップ関係にある旨の届出をする者（以下「届出者」という。）は、新

渦県パートナーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を知事に提出するものとする。

2 前項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えるものとする。

（1）届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（2）届出者に係る独身証明書その他の婚姻していないことを証明できる書類

3 前項の規定にかかわらず、知事が認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。

4 前3項に規定する書類の提出は、電子申請、郵送又は知事が指定する場所への持参のいずれかの方法により行うものとする。

（通称名の使用）

**第5条** 届出者は、前条の規定による届出において、自身の性別不合などの事情により、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望するときは、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用することを希望する届出者は、届出者の就業先法人等が発行する社員証等、社会生活において日常的に当該通称名を使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

（親族に関する届出）

**第6条** 届出者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする三親等内の親族（以下「三親等内の親族」という。）がいる場合であって、当該三親等内の親族の記載を希望するときは、親族に関する届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

（1）当該三親等内の親族との親族関係及び生計を一にすることを確認できる書類（第4条の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合、当該書類の提出を省略することができる。）

（2）親族の届出に関する同意書（様式第3号）（届出日において当該三親等内の親族が15歳未満である場合、当該三親等内の親族の親権を行う者又は未成年後見人の同意とする。この場合において当該三親等内の親族が一方又は双方の実子又は養子であるときは同意書の提出は不要とする。）

（3）前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（本人確認）

**第7条** 知事は、次に掲げるいずれかの書類の写しの提出を求めることにより、届出者が本人であることを確認するものとする。ただし、対面による届出を行う場合は、原本の提示を求めることにより確認するものとする。

（1）個人番号カード（マイナンバーカード）の表面

（2）旅券

（3）運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、届出者の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に準ずるものとして知事が認める書類

2 前項の書類のほか、前項の書類に貼り付けられた写真以外の届出人の写真（届出の日前3か月以内に撮影されたカラー写真であって、正面、上三分身、無帽、無背景のものに限る。）の提出を求めるものとする。ただし、対面による届出を行う場合は、提出は不要とする。

（県内市町村が交付する証明書等を所持する者の届出）

**第8条** 新潟県内の市町村で実施するパートナーシップ制度のうち、第3条に定める要件と同等とみなされる要件を具備した制度により交付されたパートナーシップ宣誓（届出）受領証等を所持する者は、第4条及び第6条の規定に関わらず、次項に定める方法により届出をすることができる。

2 前項の規定により新潟県の届出受領証等の交付を受けようとする者は、新潟県パートナーシップ届出書（市町村証明書所持者用）（様式第4号。以下「所持者届出書」という。）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 県内市町村のパートナーシップ制度により交付された全ての書類（宣誓（届出）書の写し、宣誓（届出）書受領証、証明カード等）の写し

(2) 届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

3 前項に規定する書類の提出については、第4条第4項及び第7条の規定を準用する。

（県内への転入の届出）

**第9条** 第3条第5号イに規定する県内への転入を予定している届出者（以下「転入予定者」という。）は、第4条第1項の規定による届出の日から原則として3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を知事に提出しなければならない。

（届出受領証等の交付）

**第10条** 知事は、届出書及び添付書類等を確認し、要件を満たしていると認めるときは、新潟県パートナーシップ届出受領証明書（様式第5号）及び新潟県パートナーシップ届出受領証明書携帯用カード（様式第6号）（以下これらを総称して「届出受領証等」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第5条の規定により提出のあった書類等を確認し、適当であると認めるときは、届出受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載するものとする。

3 知事は、第6条の規定により提出のあった書類等を確認し、適当であると認めるときは、届出受領証等に三親等内の親族の氏名及び生年月日を記載するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、届出時において双方が県内へ転入予定であるなど届出者の双方が県内に住所を有しない場合、知事は、転入予定者には転入予定者受付票（様式

第7号)を交付するものとする。この場合において、転入予定者から前条の規定により住民票の写しの提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、第1項の規定により届出受領証等を交付するものとする。

(三親等内の親族による記載の削除の申立て)

**第11条** 前条の規定により届出受領証等に氏名等を記載された15歳以上の三親等内の親族は、新潟県パートナーシップ届出受領証等に係る申立書(様式第8号。以下「申立書」という。)を提出することにより自身の氏名等の記載を削除するよう申し立てることができる。

- 2 前項における申立て及び本人確認については、第4条第4項及び第7条第1項の規定を準用する。
- 3 知事は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該三親等内の親族の氏名等を削除した届出受領証等を交付するとともに、削除する前の届出受領証等の返還を求めるものとする。

(届出事項の変更)

**第12条** 届出受領証等の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じた場合は、新潟県パートナーシップ届出事項変更届(様式第9号)に変更内容が確認できる書類及び届出受領証等を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 当該パートナーシップ届出に係る届出者の住所、氏名、その他届出書類の記載事項に変更があったとき(第14条の規定により返還するときを除く。)
- (2) 届出受領証等に記載された三親等内の親族に係る届出事項の変更及び当該親族の記載の削除を希望するとき

- 2 前項の届出については、第4条第4項及び第7条第1項の規定を準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、必要に応じ、変更後の内容に基づく届出受領証等を交付するものとする。

(届出受領証等の再交付)

**第13条** 届出受領証等の交付を受けた者が、届出受領証等の紛失又は毀損等の事情により再交付を受けようとするときは、新潟県パートナーシップ届出受領証等再交付申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請については、第4条第4項及び第7条第1項の規定を準用する。
- 3 知事は第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、必要と認める場合には、届出受領証等を再交付することができるものとする。
- 4 届出受領証等の再交付を受けようとする者は、再交付前の届出受領証等を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

(届出受領証等の返還)

**第14条** 届出受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新潟

県パートナーシップ届出受領証等返還事由発生届（様式第 11 号）に届出受領証等を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき。
  - (2) 第 3 条第 2 号又は第 3 号に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
  - (4) いずれか一方が死亡したとき。
  - (5) 双方が届出受領証等の廃棄を希望するとき。
  - (6) 前条第 3 項の規定により再交付を受けた者が、紛失等の理由により返還できなかった再交付前の届出受領証等を発見したとき。
- 2 前項の届出については、郵送又は知事が指定する場所への持参のいずれかの方法により行うものとする。

（届出受領事実証明書の交付等）

**第 15 条** 知事は、前条第 1 項第 4 号に該当し、届出受領証等を返還した者（以下「4 号返還者」という。）が希望するときは、新潟県パートナーシップ届出受領事実証明書（様式第 12 号）を交付するものとする。

- 2 前項の交付を希望するときは、4 号返還者は、新潟県パートナーシップ届出受領事実証明書交付申請書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請については、第 4 条第 4 項及び第 7 条の規定を準用する。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

**第 16 条** パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第 4 条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ制度に係る宣誓書受領証等の交付を受けている者が、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第 3 条第 2 項の規定に基づき、届出受領証等の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーシップ制度に係る継続申告書（様式第 14 号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ制度に係る宣誓書受領証等
  - (2) 継続申告者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 3 継続申告者が通称名の使用を希望するときは第 5 条の規定を準用し、届出受領証等に三親等内の親族の記載を希望するときは第 6 条の規定を準用する。この場合において、「届出者」とあるのは「継続申告者」と読み替えるものとする。
- 4 前 2 項に規定する書類の提出については、郵送又は知事が指定する場所への持参のいずれかの方法により行うものとする。この場合において、継続申告者が本人であることの確認については第 7 条の規定を準用する。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、双方が県内へ転入予定であるなど継続申告者の双方が県

内に住所を有しない場合、知事は、転入予定者には転入予定者受付票を交付するものとする。この場合において、継続申告者から第2項各号に掲げる書類の提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、第1項の規定により届出受領証等を交付するものとする。

- 6 知事は、継続申告者から第2項の規定により書類の提出があったときは、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。
- 7 知事は、届出受領証等の交付を受けた者が県内から転出し、転入地である連携自治体に対して規約に定める継続申告を行ったことが確認できたときは、当該転出者の届出受領証等が返還されたものとみなす。

(無効となる届出)

**第17条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出又は継続申告を無効とし届出受領証等の返還を求めるものとする。

- (1) 届出書又は継続申告書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 届出者又は継続申告者が届出受領証等を不正に使用又は改ざんしたとき。

2 届出者又は継続申告者は、前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく届出受領証等を知事に返還するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

**第18条** 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(補則)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、新潟県パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。